

## 「日本学術会議法案」の廃案を国会に求める！

2025年3月19日

世界平和アピール七人委員会

大石芳野 小沼通二 池内了 高村薫 島蘭進 酒井啓子

政府は、現在の日本学術会議を廃止して政府機関ではない法人を立ち上げる「日本学術会議法案」を2025年3月7日に閣議決定して、国会に提出した。

これまでの日本学術会議は日本の科学者を代表するボトムアップの組織であり、独立して活動することが規定され、そのために科学者が会員を選考することが法的に明記されてきた。

ところが、2020年の菅義偉首相による会員候補者の任命拒否以来、日本学術会議内外からの多数の抗議にもかかわらず、政府は任命拒否を撤回もせず、拒否の理由の説明もないまま問題点をずらし、政府と自民党は政府の言いなりになる組織を求め続けてきた。

今回の法案では、科学者たちとその周辺の考えや、発足以来の75年を超える活動は完全に否定され、これまで日本学術会議法にあった「平和」、「独立して職務を行う」という言葉はどこにもない。財政的には「経費は国庫の負担とする」とされていたのが、「政府が必要と認める金額を補助することができる」と変更される。国立大学が法人化されてから、運営交付金が削減され続けて、肝心の教育・研究に深刻な支障が出ていることを見れば、学術会議側が必要不可欠な経費だと結論を出しても、政府は補助金を削減することがありうると考えざるをえない。

法案では、役員は会長と3名以下の副会長と2名の監事だとされている。監事は会員外から首相が任命し、絶大な権限を持つ。会長・副会長には任期があるが、監事は、首相が続けさせるといえば、いつまでも続けることができる。これだけでも科学者を代表する組織とは言えない。会員選考も、新制度発足時からの新会員は、会長と首相が指定する2名が協議して決めていくので、学術会議の自主性は全く認められていない。学術会議の計画・活動は、首相が任命する委員からなり内閣府に置かれる日本学術会議評価委員会が評価し意見を述べることになる。学術会議内にも、会員でないメンバーからなる(会員)選定助言委員会や運営助言委員会が常設されて、会長が総会に活動計画や年度計画や予算などの議案を出すときには事前に「運営助言委員会の意見を聞かなければならない」などの権限を持つことになる。

さらに、法案には異様な「罰則」という章があり、「秘密を漏らした者は、拘禁刑又は罰金に処する」から始まって「罰金」、「過料」の対象がこと細かに規定されている。これまでの活動のどこを見ても、「拘禁刑」などの対象になる活動は存在していない。政府の厳重な監督の下、「学術会議」に何をさせようというのであろうか。

これらの規定は有識者懇談会の「最終報告」よりはるかに厳しく、政府機関でない法人に移行させるといいながら、政府が自ら監視し、活動を統制し管理する「日本学術会議」を設立し、政府の意向に完全に従属する団体に変質させようという意図が明白である。

改めて法案の最初を見ると、第1条に「目的」、第2条に「基本理念」が書かれている。そこには

「我が国の科学者の代表機関」だと書かれている。しかし 第 3 条以下には最初の 2 条を否定する内容が次々に出てくる。法律としての一貫性がなく、目的と基本理念に沿った活動はできない欠陥法案であることは疑いない。

科学者の代表である科学アカデミーの条件を満たさず、法案自体の中に大きな多くの矛盾を含んでいる以上、この法案が通れば、日本には科学者の代表としてのアカデミーが存在しないことになる。

学術会議の発足以来これまで日本学術会議法によって、政府は諮問権を持ち、学術会議は独立した科学者の代表組織として勧告権をもつという対等な関係の下で、学術会議はすべての諮問に誠実に答申し、協力してきた。独立した活動が法的に保証された組織である以上、意見が合わないこともあったことは決して異常ではない。科学者自身による会員選考などを除けば、政府は学術会議の意向に従わなければならないという法律上の義務はないのだから、理由を明らかにすれば学術会議の意向と別の道を選ぶことはこれからもできる。

現行の日本学術会議法廃止の必要性は存在しない。政府がこの法案を撤回しないのであれば、国民の代表である国会が廃案にする以外ない。

添付 2020 年 10 月 7 日と 2024 年 12 月 26 日のアピール

1 アピール WP7 No.142J

## 日本学術会議会員の任命拒否は許容できない

2020 年 10 月 7 日

世界平和アピール七人委員会

武者小路公秀 大石芳野 小沼通二 池内了 池辺晋一郎 高村薫 島蘭進

日本学術会議(以下学術会議と略)は、2020 年 10 月 1 日から 3 年間の新しい期(第 25 期)を開始した。10 月 2 日の総会第 2 日に菅義偉内閣総理大臣に「推薦した会員候補者が任命されない理由」の説明を求め、「推薦した会員候補者のうち、任命されていない方について、速やかな任命」を求め、これを決定して要望書を提出した。

これは、学術会議が日本学術会議法に基づいて手順を重ねて 105 人の新会員候補を 8 月末に推薦したのに対し、内閣総理大臣が 6 人を外して任命し、除外の理由の問い合わせに答えないことが判明し、科学者の間だけでなく社会的に大きな批判の波紋が広がっているのに、「判断を変えることはない」と強弁し続けていることに対するものである。

私たちはこの要望書を支持する。

学術会議は、日本学術会議法によって規定された、わが国の科学者を内外に対して代表する機関であり、科学の発展を図り、我が国の行政や産業、社会に科学を反映浸透させ、政府や社会に対して助言や提言を行なう役割を担っている。首相の所轄ではあるが「独立した機関」として職務

を行なうものとされ、自律性を担保するため、会員はあくまで学術会議の「推薦に基づいて」内閣総理大臣が任命することが定められている。

今回の首相による恣意的な会員任命拒否は、日本学術会議法と明白に矛盾し、選挙制度から推薦任命制度に法律改定された際の「人事に介入しない」旨の国会答弁とも合致しない。

首相は、「(会議の)総合的、俯瞰(ふかん)的活動を確保する観点から」人事を判断したと述べたが、これは説明になっていない。学術会議による会員の選考推薦は、規則に従ってさまざまな学術分野、地域、ジェンダー、経歴、能力特性等を考慮し、まさに総合的・俯瞰的な観点から責任をもって行われており、この人選は政治家や官僚によってなしうるものではない。

学術会議は、「科学者の代表機関」の重みと社会に対する責任を一層自覚し、外部の声にも耳を傾け、自ら改革を重ねていかなければならず、それは必ず可能であると考ええる。

今回の人事介入のようなことがまかり通れば、学問の自由だけではなく、思想・良心の自由や表現の自由も脅かされる。どんな命令でも、理由は聞かず黙って従えというのであれば、社会は委縮し、多様性は失われ、全体主義国家に向かいかねないので、けっして容認できるものではない。

## 2 アピール WP7 No.162J

### 日本学術会議の政府への従属を招いてはならない

2024年12月26日

世界平和アピール七人委員会

大石芳野 小沼通二 池内了 高村薫 島蘭進 酒井啓子

私たち世界平和アピール七人委員会は、2020年10月、当時の菅義偉首相による日本学術会議会員候補者6人の任命拒否が明らかになった1週間後に、これを許容できないとするアピールを発表した。政府は任命拒否を今日まで撤回せず、拒否の理由も説明しないままであり、私たちはこの任命拒否を、今も認めることはできない。

その一方で、政府と自由民主党は任命拒否問題を学術会議改革の問題にすり替えて、内閣府に「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」を設けて検討を進め、去る12月20日に「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書」を公表するに至った。

この懇談会に対し、日本学術会議は会長名の文書「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」(2024年7月29日)を提出・説明し、続いてその理由を詳述するための「より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて」(2024年10月31日)、および学術会議の自主性を根本から否定する会員選出方法の導入に反対を表明した「日本学術会議の会員選考に関する方針」(2024年11月26日)を日本学術会議幹事会で決定して提出・説明した。私

私たちはこれら3文書を全面的に支持する。ここには、学術会議が、世界のアカデミーに伍して、国内外で健全な活動をおこなうために不可欠な問題点が書かれているからである。しかし上記の懇談会最終報告書では、遺憾ながらこれらは無視されたままである。

私たちは、日本学術会議が4年以上にわたって行ってきた政府との真摯な話し合いの努力を支持してきた。現段階の政府の動きには、日本学術会議の息の根を止めようとする意図が読み取れる。私たちは、日本学術会議が政府の動きに安易に同調することなく、可能な限り速やかに総会を開催して、上記の3文書を再確認し、その内容を完全に実現すべく、粘り強く政府との対話を進めることを求める。さらに日本学術会議が、学協会、全国の研究者、国民に、問題点を丁寧にわかりやすく説明し、意見と支援を求めていくことを要望する。